

3 フランス領インドシナのベトナム北部における「産婆」の活用

小田 なら

京大大学院アジア・アフリカ地域研究研究科 一貫制博士課程

本発表では、ベトナムに残されているフランス植民地政府の公文書と日本の複数の機関の資料を用い、フランス植民地期の政府が伝統的産婆（Bà Mụ）をいかに活用・あるいは管理しようとしたかを明らかにする。

19世紀末のベトナムにおいて、フランス軍がサイゴン（現在のホーチミン市）を陥落し、続けてコーチシナ（最南部）をフランス領としたのを皮切りに、1887年にフランス領インドシナが成立した。それ以来1945年までベトナムはフランスの植民地となっていたが、当時、フランス植民地政府の医療事業における重要課題は天然痘の撲滅と母子の健康管理であった。そこで植民地政府が西洋医学やそれに付随する公衆衛生概念を農村部まで根付かせようと試みた領域として選択したのが、「出産」であった。植民地政府はベトナムにおいて出産の医療化をめざし、ベトナム人の助産婦養成を始めたのである。このトレーニングは、西洋式医学教育をハノイあるいはサイゴンで2年間受けさせるものと、Bà Mụと呼ばれるベトナムの産婆を「再教育」する方法が採られた。Bà Mụはベトナムの現地語で、bàは「婆」の漢字があてられ、mụは年老いた女性、あるいはそのままでも産婆の意味を持つ。

西洋式医学教育によって養成された助産婦は主に都市部で活動したが、産婆は農村部で活動することが期待されていた。この動きの概略については、日本公衆保健協会在1942年に出版した『仏印衛生事情』にも当時の状況として紹介されている。これによれば、助産婦の育成はハノイとサイゴンの華人街の2箇所で行われ、2年間の理論の講義と研修が必須であった。この課程を終えると全国開業の免許が与えられたていたが、一方で産婆の再教育は「更に下級のものであった」という。仏領インドシナ全体では330名のインドシナ人の助産婦が登録されていたが、そのうち約200名がコーチシナに居住し、大半が農村部で活動していたという。

現在ベトナムで閲覧できるフランス植民地政府の資料では、1928年から1930年にかけて、トンキン（ベトナム北部）の各省において「産婆の制度化について」と題した報告が提出されている。また、バクニン省などでは、実際に研修を受けさせた後に免許状を与え、活動させていた。各省に登録されていた産婆の名簿、免許状の形態は省によって異なるものの、いずれの省においてもフランス語行政文書の中でベトナムの現地語で産婆の意を表す「Bà Mụ」をそのままアルファベットで表記し、伝統的産婆を活用しようとしていた。また、これらの産婆を再教育する目的は、1902年に設立されたインドシナ医学校において、フランス人医師の補助的な役割を担うためにベトナム人を教育した目的とは異なり、現地のベトナム人への医療政策の一環として制度化を試みていた。以上の通り当時の植民地政府が産婆を活用し、制度化すると同時に管理しようとした政策が、どれほど末端まで行き届いていたのかは資料の制約上、推測の域を出ない。しかし、産婆は人材・資金の不足に対処すると同時に、西洋式医学の効果を農村部まで示し、伝統的実践をも利用することのできる格好の橋渡し役なりうる可能性があったといえる。